

令和8年度入札参加資格審査申請の受付について (建設工事)

令和7年12月1日
長浜水道企業団
財産契約課

長浜水道企業団が発注する建設工事の競争入札への参加資格審査申請の受付を行います。

1. 受付期間 令和8年2月2日（月）～令和8年2月13日（金）【当日消印有効】
2. 受付方法 郵送（レターパックや簡易書留などの追跡可能な方法）
あて先は長浜水道企業団財産契約課とし、封筒の表面に「入札参加資格審査申請」と朱書き
受領書返送の為、返信用ハガキ（表面宛名明記、裏面白紙、85円切手貼付）を必ず同封

3. 申請者の資格

- (1) 競争入札等に係る契約を締結する能力を有しない者で無いこと、及び破産者で復権を得ない者で無いこと。
- (2) 建設業法第3条第1項の規定による許可を受けている建設業者で、入札参加希望工事に対応する業種について許可を受けていること。
- (3) 建設業法第27条の23の規定による経営事項審査を受審し、入札参加希望工事に対応する業種についての総合評定値（P）を有していること。
- (4) 納期限が到来している水道料金および市税等の未納が無いこと。

4. 地域区分

(1) 申請者の地域区分

地域区分		詳細
区域内業者	区域内本店	長浜水道企業団の給水区域内の本店から申請する場合 ※長浜市及び米原市(平成17年10月1日合併前の近江町の区域)
	区域内営業所	区域内の支店、営業所、出張所等（以下「営業所」という。）から申請する場合
区域外業者 (区域内業者以外)	県内本店	滋賀県内の本店から申請する場合（滋賀県内に本店及び営業所があり当該営業所から申請する場合を含む。）
	県内営業所	滋賀県外に本店があり、かつ、滋賀県内に営業所があり当該営業所から申請する場合
	県外	滋賀県外の本店又は営業所から申請する場合

※個人申請の場合、委任による営業所（受任者）からの申請はできません。

※複数申請はできません。

（例：複数の支店や営業所を持つ業者が複数の支店や営業所から申請することや本店と営業所の両方から同時に申請すること。）

(2) 区域内本店・営業所の要件

① 区域内本店

- ・令和8年2月1日現在、入札参加を希望する本店が区域内にあり、令和8年度の

法人市民税(法人申請の場合)又は個人市民税(個人申請の場合)の納税地が長浜市又は米原市となる者

- ・個人申請者は、令和8年1月1日現在の住所が区域内にあること

② 区域内営業所

- ・令和8年2月1日現在、入札参加を希望する営業所が区域内にあり、令和8年度の営業所の法人市民税の納税地が長浜市又は米原市となる者

5. 申請の対象者と資格の有効期間

地域区分	申請の対象者	有効期間
区域内業者及び 区域外業者	・登録希望者すべて(更新年)	令和8年度及び 令和9年度の2年間

6. 入札参加希望工事

別表2に掲げる10業種の内、1業種のみです。尚、この業種の区分は、建設業法の許可区分とは異なります。(別表2参照)

7. 提出書類

提出書類は、別表1のとおりです。

8. その他注意事項

- (1) 郵送による受付のみです。電子メール等での受付はしません。
- (2) 申請書に不備等がある場合は、電話により連絡しますので、速やかに提出してください。
- (3) 入札参加資格審査申請書の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに変更内容を証する書類を添えて届け出してください(郵送可)。
- (4) 建設業許可期限が到来又は許可業種等に変更が生じた場合は、速やかに更新許可書等の写しを提出してください。
- (5) 経営事項審査の有効期間は審査基準日から1年7ヶ月となっているため、経営事項審査を受けたときは、速やかに最新の経営事項審査結果通知書の写しを提出してください。
- (6) 競争入札参加資格者名簿に登録した業者の所在地、商号・名称、代表者職・氏名等は、一般に公表します。
- (7) 申請書及び添付書類について、虚偽記載やこれに類する事項が認められた場合又は記載内容の証明、確認等に協力が無いときは、入札参加資格の取消し、指名停止等の措置を行うことがあります。区域内の水道管路布設工事で技術職員に変更があった場合は、速やかに変更届を提出してください。
- (8) 競争入札参加資格者名簿に登録されても、指名等があることを保証するものではありません。
- (9) 水道管路布設工事での申請を行う者が小規模業務登録を行っている場合、格付の際に緊急修繕業務での前年度の出動実績を考慮します。

9. 送付先・問合先

〒526-0047

滋賀県長浜市下坂浜町248番地22 長浜水道企業団 財産契約課

電話 (0749) 62-4101 / F A X (0749) 63-6819

別表 1

提出書類等			区域内		区域外	
			本店	営業所	本店	営業所
〔様式 A〕 提出書類確認表			○	○	○	○
郵便ハガキ 1枚 (85円切手貼付、表宛名明記、裏白紙) ※受領書送付用			○	○	○	○
A4 ファイル (ピンク色)			○	○	○	○
1 〔様式 1〕 申請書①			○	○	○	○
2 〔様式 2〕 申請書②			○	○	○	○
3 建設業許可通知または証明書 (写し) 営業所の許可業種の記載のある書面			○	○	○	○
4 経営事項審査結果通知書 (写し)			○	○	○	○
5 法人登記簿謄本 (写し可) 住民票 (写し可)	法人 個人		○	○	○	○
6 建設業退職金共済制度、中小企業退職金共済制度の加入履行証明書等 (写し可)			△	△	△	△
7 企業団指定給水装置工事事業者証 (写し)			△			
8 〔様式 3-1・2〕 工事経歴書 (2か年分)			○	○	○	○
9 〔様式 4-1・2・3〕 技術職員調			○	○	○	○
10 技術職員の資格を確認できる書類 (写し) ・免許証、免状、講習修了証等の裏表両面 ・その他資格者の場合、実務経験経歴書 (県届出様式に準じる) 等		○	○			
11 技術職員調に掲載の全技術職員 (代表者含む) の雇用を確認できる書類 (写し) ・雇用保険被保険者証又は事業所別被保険者台帳照会 (職業安定所発行) ・被保険者標準報酬決定通知書 (年金事務所発行) ・その他公共機関等発行の雇用が確認可能な書類 ※資格確認書類で監理技術者証の写しを添付の場合省略可		○	○			
12 水道料金納付にかかる誓約書		○※3	○※3			
13 納税証明書	法人 個人	国 税 法人税、消費税及び地方消費税 県 税 法人事業税、法人県民税 市町村税 法人市町村民税、固定資産税 ※2			○ ○ ○	○ ○※1 ○※1
	個人	国 税 所得税、消費税及び地方消費税 県 税 個人事業税 市町村税 個人市町村民税、固定資産税 (写し可)			○ ○ ○	

※1 営業所申請の場合、県税及び市町村税の証明書は、本店及び当該営業所両方の所在地のものが必要

※2 設立 1 年未満等のため書類の提出ができない場合は、法人等設立(開設)届の写しを提出

※3 事務所(登録された所在地。自宅を事務所として使用している場合は、自宅。)のもの。地下水利用の場合は、納税証明書を添付

別表2

入札参加希望工事	許可建設工事の種類	建設工事の例示
1. 水道管路布設工事	水道施設工事（水）	導水管、送水管、配水管等水道管路の布設工事 水管橋及び橋梁添架工事
2. 建築工事	水道施設工事（水）	浄水場管理棟、事務所棟等水道施設に関する建築物の建設・改造・修繕
	建築工事（建）	建築一式工事
	とび・土工・コンクリート工事（と）	とび工事、足場等仮設工事、重量物の揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、モルタル吹付け工事、くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事、土工事、掘削工事、コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、地盤改良工事、外構工事、はつり工事、土木系モルタル防水工事
3. 建築設備工事	建具工事（具）	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事
	内装仕上工事（内）	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、防音工事、床仕上工事、家具工事
	管工事（管）	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更生工事、消雪設備工事
	消防施設工事（消）	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧・泡・不燃性ガス・蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご・救助袋・緩降機・避難橋又は排煙設備の設置工事
4. 土木工事	水道施設工事（水）	配水池、沈でん池、ろ過池等水道施設に関する土木工作物の建設・改造・修繕
	土木一式工事（土）	土木一式工事、下水道管渠工事、農村下水道管渠工事 橋梁上部工事(陸橋・歩道橋を含む) P. C構造物
	とび・土工・コンクリート工事（と）	とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物の揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、現場吹付法枠工事、アンカーワーク、落石防止網工事、モルタル吹付け工事、種子吹付け工事、厚層基材吹付工事、客土吹付け工事、植生ネット工事、コンクリートブロック据付け工事、くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事、土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事、コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事、地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、捨石工事、外構工事、はつり工事、トンネル防水工事、土木系モルタル防水工事

入札参加希望工事	許可建設工事の種類	建設工事の例示
5. 輸装工事	ほ装工事（ほ）	アスファルトほ装工事、コンクリートほ装工事、ブロックほ装工事、路盤築造工事
6. 電気設備工事	電気工事（電）	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備（非常用電気設備を含む）工事、照明設備工事、道路照明設備工事
7. 機械設備工事	水道施設工事（水）	ポンプその他の機械設備等水道施設に関する機械設備、器具の設置・改造・修繕または撤去工事
	機械器具設置工事（機）	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、サイロ設置工事
8. 電気通信工事	電気通信工事（通）	電気通信線路設備工事、電気通信機械設置工事、放送機械設置工事、空中線設備工事、データ通信設備工事、情報制御設備工事、TV電波障害防除設備工事
9. 塗装工事	塗装工事（塗）	塗装工事（交通安全施設に伴う塗装を除く）、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事
	防水工事（防）	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事
	左官工事（左）	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事
10. その他	タイル・れんが・ブロック工事（タ）	コンクリートブロック積み（張り）工事、レンガ積み（張り）工事、タイル張り工事、築炉工事、スレート張り工事
	しゅんせつ工事（しゅ）	しゅんせつ工事
	造園工事（園）	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事
	さく井工事（井）	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、揚水設備工事
	石工事（石）	石積み（張り）工事、コンクリートブロック積み（張り）工事
	鋼構造物工事（鋼）	鉄骨工事、鉄塔工事、石油・ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、橋梁上部工事（陸橋・歩道橋を含む）、閘門・水門等の門扉設置工事 ※水管橋及び水道管橋梁添架を除く。
	鉄筋工事（筋）	鉄筋加工組立て工事、ガス圧接工事
	板金工事（板）	板金加工取付け工事、建築板金工事
	ガラス工事（ガ）	ガラス加工取付け工事
	屋根工事（屋）	屋根ふき工事、文化財屋根ふき工事
	熱絶縁工事（絶）	冷暖房設備・冷凍冷蔵設備・動力設備又は燃料工業・化学工学工業等の設備の熱絶縁工事
	大工工事（大）	大工工事、型枠工事、造作工事
	解体工事（解）	工作物解体工事

※漏水修理業務等を希望する場合は、小規模業務登録も同時に行ってください。

※水道施設工事（水）の許可を受けている場合は、1. 水道管路布設工事、2. 建築工事、4. 土木工事、7. 機械設備工事を選択できます。